

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月10日（平成29年（行個）諮問第4号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行個）答申第18号）

事件名：平成28年司法試験論文式試験の本人に係る答案及び得点以外の採点内容を記した文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人に係る平成28年司法試験論文式試験に係る答案及び得点以外の採点内容を記したものに記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、審査請求人本人に係る平成28年司法試験論文式試験の採点後の答案の写しに記録された保有個人情報につき改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月13日付け法務省人試第199号により法務大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、全部開示とする決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

答案への採点内容は次のような理由から存在するといえるので、全部開示を求める。

##### ア 採点基準の存在について

司法試験では、毎年採点実感が出されており、採点実感によると、出題の趣旨に従い採点しているとされている。そして、「1つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点をあたえることとした」（出題の趣旨13頁、採点方針）と記載し、論点ごとに採点内容を記載している。また、刑法では、犯罪毎に論点があり配点の軽重が異なっているといえる。このことから、採点基準が存在し、全体とのバランスを考慮しながら記載内容に応じた配点をしていることが分かる。

##### イ 採点基準の数

平成28年出題の趣旨を採点項目ごとに分けたものを見れば分かる  
とおり、採点ポイントは相当数あり、到底、記憶によって点数を決  
めることはできない。そうすると、各答案に対して、採点内容を記  
録しておかざるを得ない。

ウ また、答案の数について、かなり多くの方法で記載している。「答  
案はみられなかった」、「相当数あった」、「少なくなかった」、  
「多数あった」、「多く見られた」、「少なからず見られた」等々、  
ここに記すときりがないほど、枚数を示す言葉がある。これは、採点  
内容とその枚数の記録が残っているがために記載可能な内容である。

エ このように、採点基準があり、それに基づいた採点をするためには、  
採点基準の分量や、どのような採点をしたのかという採点内容の数を  
示した文言から、採点内容について記載する文書の存在が不可欠とい  
うことができるので、採点内容を記載した文書が存在しないというのは、  
不合理である。

採点基準と得点を示しておきながら、その採点内容については何の  
記録もしないということは、考え難いので、採点内容を記録したも  
のの存否を確認し、直ちに開示せよ。

## (2) 意見書

(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されてい  
るため、省略)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 司法試験制度について

#### (1) 司法試験の目的及び実施機関

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学  
識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家  
試験である(司法試験法(昭和24年法律第140号)1条1項)。

司法試験の実施に関する事務は、国家行政組織法(昭和23年法律第  
120号)8条及び司法試験法12条1項に基づき法務省に置かれた司  
法試験委員会がつかさどるとされている(同条2項)。

司法試験委員会には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合  
格者の判定を行わせるため司法試験考査委員(以下「考査委員」とい  
う。)が置かれ(同法15条1項)、司法試験の合格者は、考査委員の  
合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定するとされている(同  
法8条)。

司法試験委員会の庶務に関する事務は、法務省大臣官房人事課(以下  
「事務局」という。)において処理を行っている(司法試験委員会令  
(平成15年政令第513号)7条、法務省組織令(平成12年政令第  
248号)16条)。

## (2) 司法試験における成績評価の概要

司法試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により行い、合格者の判定は、短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行っている（司法試験法2条1項及び2項）。

論文式による筆記試験（以下「論文式試験」という。）は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）から一科目を選択）について行われる。問題数は、公法系科目、刑事系科目及び選択科目については2問、民事系科目については3問が出題され、試験時間は、公法系科目及び刑事系科目が4時間（問題1問につき各2時間）、民事系科目が6時間（問題1問につき各2時間）、選択科目が3時間である。配点は、公法系科目及び刑事系科目については、問題1問につき100点配点の計200点満点、民事系科目については、問題1問につき100点配点の計300点満点、選択科目については、2問で計100点満点である。

科目ごとの得点は、その科目内における各問の得点の合計点である。各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点であり、考査委員により採点された得点とは、考査委員により付された素点を標準偏差を用いて採点格差調整した後のものである。なお、いずれかの科目において、各問における各考査委員が付した素点の平均点を合計したものが満点の25パーセント点未満である場合には、それだけで不合格となる。

短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た受験者に対しては、論文式試験の科目別得点、合計得点、合計得点による順位のほか、平成28年司法試験からは問別の順位ランクを通知している。また、論文式試験については、科目ごとに得点別の分布表を公表しているため、受験者は、これを通知された科目別得点と照らし合わせれば、自らの科目別の順位についても知ることができる。

## 2 本件開示請求及び開示しないこととした理由について

### (1) 本件開示請求に係る保有個人情報について

審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めている。

### (2) 開示しないこととした理由

本件対象保有個人情報は、保有個人情報として作成又は取得しておらず、保有していない。

したがって、本件対象保有個人情報は不存在であることから、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

## 3 司法試験における採点の在り方等について

司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定は、考査委員が行うこととされている（司法試験法15条1項）。考査委員は、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者から司法試験委員会の推薦に基づき任命されるものであり（同条2項）、考査委員の氏名、所属等は公表されている。

考査委員がこれらの権限を行使するに当たって、合格者の判定については考査委員の合議によることとされ（同法8条）、具体的には、考査委員会議において行うこととされている（司法試験委員会令2条1項及び3項）。また、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、考査委員会議を開いて定めることができるとされている（同条2項）。このように、考査委員が考査委員会議という合議体によって権限を行使することを求められているのは、合格者の判定のみであり、また、合議体によって決することができることとされているのは、考査委員の権限事項に係る基本方針その他統一的な取扱いのために必要な事項のみである。すなわち、考査委員の権限のうち、問題の作成及び採点については、法務大臣が各考査委員に対し個別に委任しているものであって、考査委員の合議によって決することはそもそも予定されていない。

そして、論文式試験の採点については、考査委員会議において、「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」と題する書面記載の内容が申合せ事項とされ、公表されているが（平成26年11月19日司法試験考査委員会議申合せ事項）、これは各年共通の一般的なものであり、個別の出題に即したものではない。この申合せ事項以上の内容は考査委員会議において合意されておらず、個々の答案の具体的な採点は、各考査委員の裁量に委ねられている。それは、次のような論文式試験の意義や性格等によるものである。

すなわち、司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的」とし（司法試験法1条1項）、「受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適格に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」とされている（同法3条4項）。正解が一義的に定められる必要のある短答式試験によっては、このような能力を試すことには自ら限界があり、こうした観点からの能力の判定は、専ら論文式試験によって行うこととなる。

そのため、論文式試験は、正解が一義的に与えられ得るものではなく、前述のとおり、出題された事例について法的に解析した上で、論理的な思

考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することを求め、それを総合的に評価することにより、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである必要がある、このような論文式試験の意義に沿った判定を可能とするためには、いわゆる論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価がなされなければならない。

他方で、個々の考査委員が独立して採点する結果、得点にばらつきが出ることもあり得ることを前提とし、受験者間に不公平が生じることを避けるため、上記申合せ事項においては、一通の答案を複数の考査委員によって採点し、かつ、偏差値による得点調整を行うことなどが定められている。

このように、論文式試験の採点において個々の考査委員に求められていることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査して評価を与えることであって、このことは、論文式試験の判定機能を適切に機能させ、司法試験がその役割を果たすために必要不可欠である。

#### 4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、論文式試験の答案の採点内容について、「司法試験では、毎年採点実感が出されており、採点実感によると、出題の趣旨に従い採点しているとされています。そして、「1つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点をあたえることとした」（中略）と記載し、論点ごとに採点内容を記載しています（中略）。また、刑法では、犯罪毎に論点があり配点の軽重が異なっているといえます（中略）。このことから、採点基準が存在し、全体とのバランスを考慮しながら記載内容に応じた配点をしていることが分かります。」、「採点ポイントは相当数あり、到底、記憶によって点数を決めることはできません。」、「このように、採点基準があり、それに基づいた採点をするためには、採点基準の分量や、どのような採点をしたのかという採点内容の数を示した文言から、採点内容について記載する文書の存在が不可欠ということが出来ますので、採点内容を記載した文書が不存在というのは、不合理です。」などと主張する。

この点、論文式試験においては、受験者が知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いることが求められている。このような論文式試験については、正解が一義的に与えられているものではなく、その意義・性格から、採点方針に際しては、個々の考査委員の専門的知識、学識経験に基づいた独立した柔軟な判断・評価が求められる。そして、「司法試験の採点実感等に関する意見」（以下「採点実感」という。）の記載は、審査

請求人が主張するような「採点基準」や「採点内容を記載した文書」が存在することを意味するものではなく、正に個々の審査委員が相当数の答案を採点した実感を取りまとめて記載したものである。なお、審査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように、各科目・分野の審査委員の判断に基づき、審査委員の間において、採点方針についての会議を開いたり、採点方針について申合せをしたりすることもあるが、これらは、確定的な意味合いを持つものではなく、実際の採点に当たって各審査委員の判断を拘束したり、裁量を限定したりする性格のものではない。採点については、各審査委員においてその学識経験に基づいて行われており、審査請求人の主張する「採点内容を記載した文書」は存在しない。

実際、事務局が採点を担当した審査委員から提出を受けるのは、各問の素点のみであり、その後、事務局において、その素点に基づき、偏差値による得点の調整の結果となる問別得点を算出し、それを合計して科目別得点を算出する。さらに、合否判定にはこの科目別得点及びその合計得点しか用いておらず、審査請求人がいう各答案ごとの採点内容を記したものを保有個人情報として作成又は取得していない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、原処分を取り消す理由とはなり得ないため、原処分は維持されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                          |
|---|------------|--------------------------|
| ① | 平成29年1月10日 | 諮問の受理                    |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受            |
| ③ | 同年2月7日     | 審議                       |
| ④ | 同月13日      | 審査請求人から意見書を收受            |
| ⑤ | 同年3月23日    | 委員の交代に伴う所要の手續の実施及び<br>審議 |
| ⑥ | 同年4月27日    | 審議                       |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人本人に係る平成28年の司法試験論文式試験の答案の採点内容を記したもの（答案及び得点を除く。）に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は、本件対象保有個人情報は存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は本件対象保有個人情報を作成又は取得しておらず不開示とした原処分は妥当であると主張していることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について、検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 司法試験法15条1項により、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるために、考査委員を置くこととされているが、このうち考査委員の合議によることとされているのは合格者の判定のみである(同法8条)。問題の作成及び採点については、法務大臣が各考査委員に対し個別に委任しているものであって、考査委員会議を開いて決することは予定されていない。

イ 論文式試験は、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである必要があり、このような論文式試験の意義に沿った判定を可能とするためには、いわゆる論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価がなされなければならないことから、個々の具体的な採点は各考査委員の裁量に委ねられている。

ウ 論文式試験の採点は、各考査委員が、受験者氏名が記載されている1枚目を省き審査番号を付した答案の写しを用いて行い、答案の写しは考査委員による採点が完了後、速やかに事務局が回収し、保存期間1年未満の文書として、必要がなくなった時点で答案の原本と同時に廃棄している。

エ 事務局が採点を担当した考査委員から提出を受けるのは、返却される答案の写しを除けば、各問の素点のみであり、その後、事務局において、その素点に基づき、偏差値による得点の調整の結果となる問別得点を算出し、それを合計して科目別得点を算出する。さらに、合否判定にはこの科目別得点及び全科目の合計得点しか用いておらず、審査請求人がいう答案ごとの採点内容を記したものを作成又は取得していない。

オ なお、採点実感は、個々の考査委員が相当数の答案を採点した実感を取りまとめたものであり、実際に採点を行った考査委員によって作成され、事務局は各科目の幹事役の考査委員が科目ごとに取りまとめたものの提出を受けているが、各科目で幹事役の考査委員がどのような作成方法をとっているか、事務局は承知しておらず、事務局において、採点実感の作成に当たって審査請求人が主張するような「採点基準」や「採点内容を記載した文書」を作成も取得もしていない。

(2) 以上について検討すると、採点実感については、実際に採点を行った考査委員が作成したものの提出を受けているのみで、事務局は採点実感の作成に当たって審査請求人が主張するような「採点基準」や「採点内

容を記載した文書」を作成も取得もしていないとの諮問庁の上記（１）オの説明は不自然，不合理とはいえない。

しかしながら，諮問庁の上記（１）ウの説明によれば，事務局は，採点後の答案の写しについて各考査委員から返却を受けているとのことであったので，採点後の答案の写しの保有の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，平成２８年度司法試験論文式試験の答案の原本及び採点後の答案の写しは，廃棄前の段階であるとのことであった。

そこで，諮問庁から審査請求人本人の採点後の答案の写しの提示を受けて確認したところ，当該文書には考査委員の書き込みがあり，本件対象保有個人情報記録された文書に該当するものであることが認められた。

したがって，上記文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，法務省において審査請求人本人に係る平成２８年司法試験論文式試験の採点後の答案の写しに記録された保有個人情報を保有していると認められるので，これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久